

# 協力金額の計算方法

要請内容	令和3年5月22日 飲食店の営業時間短縮要請
	令和3年5月24日から6月6日（14日間）
	営業時間：5時から21時まで(酒類提供11～20時まで)
出水市	<p>【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」</p> <p>【大企業】(中小企業においても、この方式を選択可) 1店舗当たり「上限280万円」</p>
計算方法	<p>【中小企業(売上高方式)】 1日当たりの協力金額(2.5万円～7.5万円)×要請期間(14日間) ↳ (売上高/日×0.3で算定)</p> <p>【大企業(売上高減少額方式)】(中小企業も選択可) 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額×0.4)×要請期間(14日間) (①は上限あり)</p> <p><u>1日当たりの売上高について</u> (2020年5月+6月)又は(2019年5月+6月)の売上高÷61日</p> <p><u>1日当たりの売上高減少額について</u> ((2020年5月+6月)又は(2019年5月+6月)の売上高-2021年5月+6月の売上高)÷61日</p>
申請受付	今後決まり次第、県のホームページなどでお知らせします。

# 5/24~6/6の時短要請分

## 出水市

### 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（5/24~6/6）について

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、協力金の額が決まります。

詳細は、申請方法と同様、後日県ホームページなどでお知らせしますが、おおむね以下のとおりです。

#### 【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」

※1日当たりの協力金額（2.5~7.5万円）×要請期間（14日間）

#### 【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

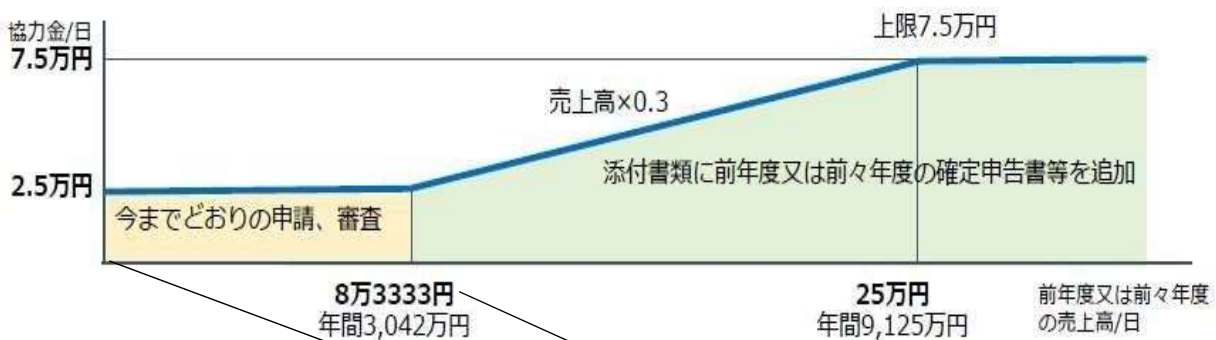
1店舗当たり「上限280万円」

※1日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（14日間）

※ただし、①の上限は「20万円/日」又は「前年度又は前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

### 【5月24日~6月6日】

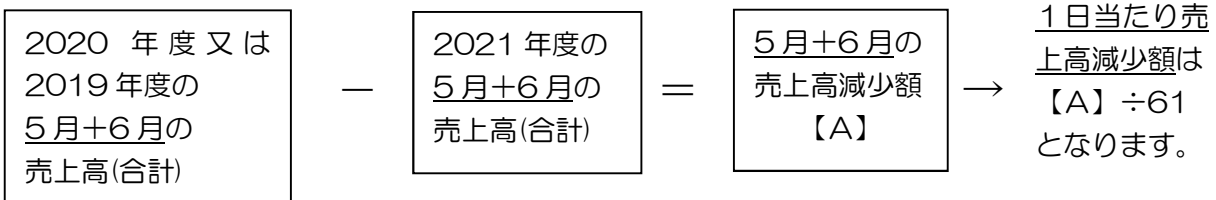
#### ○ 中小企業（売上高方式）



2020年度又は2019年度の 5月+6月の1日当たり売上高	~8万3,333円 年間3,042万円	8万3,333円~25万円 年間9,125万円	25万円~ 前年度又は前々年度の 売上高/日
協力金の額	2万5千円 ×14日 =35万円	1日当たり売上高×0.3（千円 単位に切り上げ）×14日 ※売上高に応じて決定 （35万円~105万円）	7万5千円 ×14日 =105万円

#### ○大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



$$\text{協力金額} = \frac{\text{1日当たり売上高減少額} \times 0.4}{1} \times 14 \text{日}$$

※上限は「20万円/日」又は「2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

# 5 / 24 ~ 6 / 6 の時短要請分 出水市

1 : 協力金の計算金額における 1 日当たりの売上高とは何ですか？

2020 年度又は 2019 年度の時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

※5月24日(月)~6月6日(日)の時短要請の場合、

「2020 年 5月+6月 又は 2019 年 5月+6月 の売上高の合計 ÷ 61日」  
となります。

2 : 協力金の計算金額における 1 日当たりの売上高減少額とは何ですか？

(2020 年度又は 2019 年度の時短要請月と同じ月の売上高 - 2021 年度の時短要請月の  
売上高) ÷ 当該月の日数

※5月24日(月)~6月6日(日)の時短要請の場合、

「(2020 年 5月+6月 又は 2019 年 5月+6月 の売上高 - 2021 年 5月+6月  
の売上高の合計) ÷ 61日」  
となります。

3 : 月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- 法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- 法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- 所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- 青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- 売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）